

令和 6 年 5 月 24 日
老高発 0524 第 1 号
国 住 心 第 4 6 号

各

都道府県
政 令 市
中 核 市

 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

国土交通省住宅局安心居住推進課長
(公 印 省 略)

高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づく 登録簿の閲覧、報告徴収及び公示のオンライン化について（通知）

平素より福祉政策及び住宅政策の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しについて、集中改革期間（令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間）に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。さらに、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、往訪閲覧・縦覧等に係る規制の見直しについて「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

これを受け、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 10 条に基づく登録簿の閲覧、同法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 1 項に基づく報告徴収並びに国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号。以下「国土交通省・厚生労働省関係施行規則」という。）第 19 条に基づく登録事項の公示について、下記のとおり運用を整理したので通知いたします。

なお、下記（3）について、都道府県等におかれましては、必要に応じて管内の登録事業者に対して周知をお願いいたします。

記

（1）法第 10 条に基づく登録簿の閲覧について

往訪閲覧・縦覧に係る規制のうち、法第 10 条に基づく登録簿の閲覧については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）に基づき、インターネットを利用するなどの方法により、電子ファイル等の電磁的記録に記録された事項を閲覧に供することが可能とされている。

近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、閲覧者の利便性の向上及び指定登録機関等の業務の効率化の観点から、登録簿については電磁的記録を作成することとし、一般の閲覧に供する方法として、こうしたデジタル技術を活用した方法により実施することを基本とすること。

(2) 法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 1 項に基づく報告徴収について

目視に係る規制のうち、法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 1 項に基づく報告徴収については、紙面や対面実施等の方法に限定されるものではなく、その目的を達成することができる範囲において、必要に応じて電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方法により実施することも可能であること。

(3) 国土交通省・厚生労働省関係施行規則第 19 条に基づく登録事項の公示について

書面掲示に係る規制のうち、国土交通省・厚生労働省関係施行規則第 19 条に基づく登録事項の公示については、現行規定においてもインターネットの利用が例示され、デジタル技術を活用した方法による実施が可能となっているところであるが、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を基本とすること。

以上

【参考資料】

- ・ デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）
- ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）
- ・ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

【参照条文】

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（抄）

（登録の基準等）

第七条 （略）

2 第五条第一項の登録は、サービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 （略）

3～5 （略）

（登録簿の閲覧）

第十条 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録事項の公示）

第十六条 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

（報告、検査等）

第二十四条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （略）

（報告、検査等）

第三十六条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）（抄）

（登録事項の公示方法）

第十九条 法第十六条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に
掲示することにより行うものとする。